

事業番号	10	事業名等	陶芸施設管理運営事業
仕分け結果	民間が実施		担当課 生涯学習課

仕分けの論点	市の関わり方、施設の整理統合、受益者負担のあり方
--------	--------------------------

今後の方針	<p>【改善見直し】</p> <p>3か所の陶芸施設について位置づけを明確にする。</p> <p>(1)「久米ふれあい陶芸センター」は、津山市西部の陶芸施設</p> <p>(2)「加茂町まなび館」は、陶芸もできる生涯学習施設</p> <p>(3)「勝北陶芸の里工房」は、津山市東部であると同時に、津山市全体の陶芸拠点</p> <p>市費負担の縮減を目的に、受益者負担の見直しとともに事業費削減を行う。</p> <p>(1)「久米ふれあい陶芸センター」については、平成24年度から「陶芸棟」と「ふれあいセンター棟」で構成されている当該施設の管理内容を見直し事業費の削減を行う。将来的には公費負担の解消を目指す。</p> <p>(2)「加茂町まなび館」については、今後は施設改修を行わず、使用に耐えられなくなった時点で、施設の廃止を検討する。</p> <p>(3)「勝北陶芸の里工房」については、充実した運営体制に相応した使用料に改定(平成24年度条例改正・平成25年度実施)するとともに、利用者増加の取組として年会員制度や団体割引制度等の導入を検討する。さらに、公費負担の軽減・解消を目指し、収入増のための方策や民間活力の導入、民間への貸付等の検討を行う。</p>
-------	--

判定と異なる方針となった理由	<p>判定と異なる方針となった理由</p> <p>教育基本法に明記されているように、生涯学習の場所と機会の提供を行うことは市の責務である。また、生涯学習には人々が自己の能力・人格を磨き、豊かな人生を送るだけでなく、人々が地域で学び支え合い、地域の課題を解決し、学習成果を活かしてまちづくりをしていくという役目がある。</p> <p>陶芸施設については、合併前の各地域で生涯学習活動として住民の要望のもと設置され、親しまれてきた文化的な背景があり、陶芸を通じた住民同士の交流や地域振興の役割も担ってきた。</p> <p>市としては、陶芸を生涯学習による住民の社会参加、地域振興、地域文化の創造と捉えるとともに、陶芸施設は世代間の交流を促進し、学びあい支えあう学習活動に効果的な施設であると判断した。民間にこのような役割を期待することが難しい現状も踏まえ、市が引き続き、生涯学習の機会と場所を提供することとした。</p> <p>ただし、公費の投入について疑問の声があったことは重く受け止め、さらなる受益者負担の適正化と事業費の削減に努めるとともに、一部施設の廃止や指定管理者制度導入等も見据えて調整することとした。</p>
----------------	--

改善スケジュール

(1) 「久米ふれあい陶芸センター」

- ・ 電話・ガス設備の撤去、講師謝金の利用者負担による改善
＜平成 24 年度実施＞

- ・ 「ふれあいセンター棟」の使用料免除の見直しによる改善
＜平成 24 年度調整・規則改正、平成 25 年度実施＞

- ・ 窯の買い替え期には、経費のかかる電気窯から灯油窯への変更を検討するなど、経常的な管理運営経費の公費負担解消を目指す。

(2) 「加茂町まなび館」

昭和 44 年に建築されたもので建物の老朽化による内外装の傷みが著しいため、今後は施設改修を行わず、使用に耐えられなくなった時点で施設の廃止を検討する。

(3) 「勝北陶芸の里工房」

県北随一の登り窯を有し、京阪神からの利用者があることや設立経過()を考慮して、地域振興のために勝北地域に必要な施設として、そして何より津山市の生涯学習における陶芸拠点として位置付けているため、登り窯等の施設、専任指導員は引き続き配置する。その上で下記のスケジュールで取り組む。

- ・ 使用料見直しを行う。

＜平成 23 年度見直し、平成 24 年度条例改正、平成 25 年度実施＞

- ・ 公費負担のさらなる軽減を目指し、効果的・効率的な運営を行うために、民間活力の導入や、作品販売等による収入増を検討する。

＜平成 23 年度・24 年度＞

- ・ 指定管理者制度による管理運営を行う場合は、早ければ平成 27 年度から行う。

- ・ 公費負担の解消については、引き続き検討する。

() 設立経過 陶芸による地域おこしを目的に、「岡山県県境町村等振興事業」として平成 8 年度開設

方針策定理由